

令和3年度 第1回長野県国民健康保険運営協議会 次第

日 時 令和3年11月22日(月)

10時から12時まで

場 所 長野県自治会館 1階 会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 会長及び会長代行の選出

4 会議事項

(1) 令和2年度長野県国民健康保険特別会計の決算について・・・・・・・・・・【資料1】

(2) 令和3年度国民健康保険料(税)率等の状況について・・・・・・・・・・【資料2】

(3) 中期的改革方針(ロードマップ)に係る主な取組について・・・・・・・・・・【資料3】

(4) 財政安定化基金の用途拡大について・・・・・・・・・・【資料4】

(5) 令和4年度国保事業費納付金・標準保険料率の算定について・・・・・・・・・・【資料5】

(6) 令和3年度に長野県が実施している保健事業について・・・・・・・・・・【資料6】

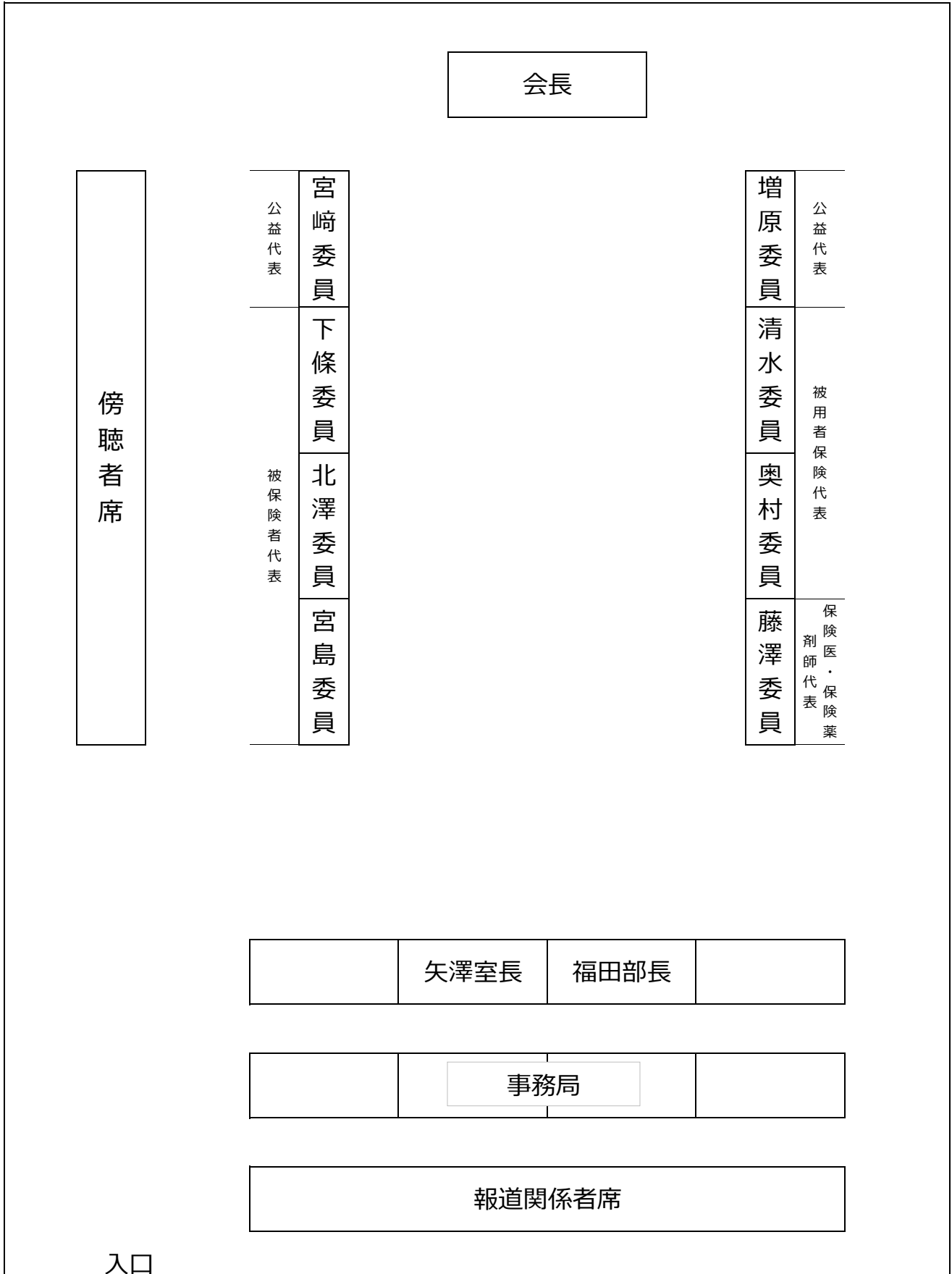
5 その他

6 閉会

令和3年度 第1回 長野県国民健康保険運営協議会

配 席 図

長野県自治会館 1階 会議室



令和3年度第1回 長野県国民健康保険運営協議会
出席者名簿

(敬称略)

区分	所属名	役職名	氏名	備考
公益代表	国立大学法人 信州大学 経法学部	教授	増原 宏明	
	公立大学法人 長野県立大学 グローバルマネジメント学部	教授	宮崎 紀枝	
	長野県弁護士会		大井 基弘	欠席
被保険者代表	池田町国保運営協議会	委員	下條 葉子	
	長野県在宅看護職信濃の会		北澤 万里子	
	公募委員		宮島 葉子	
保険医・薬剤師代表	一般社団法人 長野県医師会	常務理事	溝口 圭一	欠席
	一般社団法人 長野県歯科医師会	副会長	大滝 祐吉	欠席
	一般社団法人 長野県薬剤師会	副会長	藤澤 裕子	
被用者保険代表	健康保険組合連合会 長野連合会	事務局長	奥村 誠二	
	全国健康保険協会 長野支部	支部長	清水 昭	

事務局	長野県健康福祉部	部長	福田 雄一		
	健康増進課	課長	田中 ゆう子		
	国民健康保険室	室長	矢澤 圭		
		課長補佐兼 支援・指導係長	市川 知明		
		課長補佐兼 国保運営係長	上島 満		
		担当係長	唐木 里織		
		主任	田中 悠樹		
		主事	加藤 慧		
		主事	土屋 千晶		
	市町村	塩尻市	市民課長	増田 和久	
		山ノ内町	健康福祉課長	大塚 健治	(代理) 医療保険係長 外山 美雪

長野県国民健康保険運営協議会運営要綱

(目的)

第1条 国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)第11条の規定による長野県国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定める。

(任務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について審議を行う。

- (1) 長野県国民健康保険の財政運営に関すること。
- (2) 長野県国民健康保険運営方針に関すること。
- (3) その他の重要事項に関すること。

(委員の定数区分)

第3条 委員の定数区分は、次の各号のとおりとする。

- (1) 被保険者を代表する委員 3人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3人
- (3) 公益を代表する委員 3人
- (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 2人

(会長)

第4条 協議会に会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、委員全員がこれを選挙する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、第1項の規定に準じて選挙された委員がその職務を代行する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は第3条各号に掲げる委員各1人以上が出席し、かつ委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決すところによる。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、長野県健康福祉部健康増進課国民健康保険室に置き、県及び「長野県・市町村国保運営連携会議」の委員が属する市町村で組織する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(長野県国民健康保険運営協議会設置要綱の廃止)

2 長野県国民健康保険運営協議会設置要綱は、平成 30 年 3 月 31 日をもって廃止する。